

大分県信用保証協会の制度資金

(平成22年4月現在)

保証の種類	概要	借入限度額 ()は組合	資金使途	保証期間	融資利率	保証料率 (年) %	割引適用		
							会計	担保	
普通保証	一般的または大口の事業資金が必要な方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	20年	金融機関 所定利率	0.45~1.90(表1)	○	○	
無担保無保証人保証 (責任共有対象外:100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方 (他保証との重複利用はできません)	1,250万円	運転 設備	7年	金融機関 所定利率	0.86			
小口零細企業保証 (責任共有対象外:100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	1,250万円	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	0.50~2.20(表2)	○	○	
長期経営資金	大口で長期の経営資金を必要とされる方	2,000万円~2億円	運転 設備	3年~15年 3年~20年	金融機関 所定利率	0.45~1.90(表1)	○	○	
当座貸越	経営に必要な資金を反復継続して安定的に 必要とされる方	100万円~ 2億8,000万円	運転 設備	1年又は2年	金融機関 所定利率	0.39~1.62(表3)	○	○	
事業者カードローン根保証	小口の事業資金を反復継続的に必要とされる方	100万円~ 2,000万円	運転 設備	1年又は2年	金融機関 所定利率	0.39~1.62(表3)	○	○	
根保証	手形割引 手形貸付	手形割引取引などが多い方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転	1年	金融機関 所定利率	0.39~1.62(表3)	○	○
							0.45~1.90(表1)	○	○
益・年末特別保証	益・年末など金融繁忙期に	500万円	運転	6カ月	金融機関 所定利率	0.41~1.86(表4)	○	○	
追認保証	小口の資金をお急ぎのとき (本件を含め保証利用は1,000万円以内)	300万円	運転 設備	3年	金融機関 所定利率	0.45~1.90(表1)	○	○	
開業保証	独立開業される方	500万円	運転 設備	5年 7年	金融機関 所定利率	1.15 (弾力化の対象では あるが対務諸表(貸借対照表) がないため)		○	
経営安定関連保証 (1号~6号は責任共有対象外:100%保証)	経営安定1~8号の認定を受けた方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	1号~6号 0.80 7号・8号 0.75		○	
景気対応緊急保証制度 (平成23年3月31日まで) (責任共有対象外:100%保証)	必要事業資金の円滑な調達に (セーフティネット5号の認定を受けた方)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	10年 (うち据置2年)	金融機関 所定利率	0.8		○	
創業関連保証 (責任共有 対象外: 100%保証)	再挑戦支援保証	過去に廃業等の経験を有する方が、 再び創業を行う又は創業を行った方	1,000万円	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	1.00	○	
	創業関連保証								事業を営んでいない個人が事業を開始するとき、並 びに事業を開始した日以後5年を経過していない方
創業等関連保証 (責任共有対象外:100%保証)	事業を営んでいない個人が事業を開始するとき及び 中小企業者が新たに会社を設立し事業開始するとき、 並びに事業開始後5年を経過していない方	1,500万円	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	1.00		○	
経営革新関連保証	中小企業新事業活動促進法に規定する承認経営革新 計画に従い経営革新のための事業を行うおとする方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	5年 7年	金融機関 所定利率	0.85		○	
中堅企業特別保証 (責任共有対象外:100%保証)	破綻金融機関と取引を行っていたため、金融機 関から円滑な資金調達ができない中堅企業の方	6億円	運転 設備	5年 7年	金融機関 所定利率	無担保保証(1億円以内)0.65 普通保証(1億円超) 0.75		○	
中小企業特定社債保証 (部分保証:80%保証)	中小企業者が自社の発行する社債(私募債) で資金調達を行いたい方	5億6,000万円	運転 設備	7年	支払金利 発行体 所定率	0.45~1.90(表1)		○	
流動資産担保融資保証 (部分保証:80%保証)	自ら保有する売掛債権、棚卸資産を担保と して資金調達を行いたい方	2億5,000万円	運転 設備	1年	金融機関 所定利率	0.68		○	
事業再生保証 (責任共有対象外:100%保証)	法的な再生手続き申立て、再建に取り組んで いる中小企業者が資金調達を行いたいときに	2億円	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	2.20		○	
事業再生円滑化関連保証 (部分保証:80%保証)	法的整理手続きによらず、事業再生を図ろうと する中小企業者が資金調達を行いたいときに	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	3年	金融機関 所定利率	1.76		○	
一括支払契約保証 (部分保証:70%~50%)	売掛債権(付帯する債権を含む)の割引にかかる支払 債務を保証の対象にします。納入業者が保有する売掛 債権を金融機関に債権譲渡することで、納入業者の資 金繰り円滑化を図りたいときに	10億円 (上限)	運転	1年	金融機関 所定利率	責任共有対象外保証料率 (表2)に保証割合を乗じ た率(納入業者負担)		○	
予約保証制度	一時的かつ緊急的な資金が必要な方 (信用保証書の有効期限が365日)	2,000万円	運転 設備	5年 (小口零細利用時) 10年	金融機関 所定利率	0.60~1.90(表13) (小口零細0.70~2.20)		○	
経営継承関連保証	経営者の退任・死亡等に起因する事業継承を 行なうための資金を必要とされる方	2億8,000万円	運転 設備	10年 15年	金融機関 所定利率	0.45~1.90(表1)		○	
中小企業承継事業再生関連保証	主務大臣の認定を受けた中小企業承継事業再生 計画に従って、それを実施するための資金を必要 とされる方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	0.45~1.90(表1) (小口零細 0.86)		○	
条件変更対応保証制度 (平成23年3月31日まで) (部分保証:40%)	公的金融と取引のない中小企業者が返済負担 の軽減を図りたいときに	2億8,000万円 (4億8,000万円)	借換対象貸付 の決済資金に 限る	お問い合わせ下さい		2.20 (借入金額に対し0.88%)		○	
農工商等連携事業関連保証	主務大臣の認定を受けた農工商等連携事業計画に 従って、それを実施するための資金を必要とされる方	8億8,000万円 (12億8,000万円)	運転 設備	5年 7年	金融機関 所定利率	0.68~1.35 (詳細はお問い合わせ下さい)		○	
農工商等連携支援関連保証	主務大臣の認定を受けた農工商等連携支援計画に 従って、それを実施するための資金を必要とされる方	2億8,000万円	運転 設備	5年 7年	金融機関 所定利率	1.15		○	
商店街活性化事業関連保証	経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化事業 計画に従って、それを実施するための資金を必要 とされる方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	5年 7年	金融機関 所定利率	責任共有対象 0.80 責任共有対象外0.75 特別小口 0.80		○	
商店街活性化支援関連保証	経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化支援 計画に従って、それを実施するための資金を必要 とされる方	2億8,000万円	運転 設備	5年 7年	金融機関 所定利率	責任共有対象0.80 責任共有対象外0.75		○	
Q1250保証 (責任共有対象外:100%保証)	小規模企業者が迅速に資金調達を行いたい ときに	1,250万円 (特認500万円)	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	0.50~2.20(表2)		○	
QW保証	一定基準以上の要件を具備する中小企業者 が迅速に資金調達を行いたいときに	3,000万円 5,000万円 8,000万円	運転	10年	金融機関 所定利率	0.45~1.90(表1)		○	
商工貯蓄共済融資保証	商工貯蓄共済の加入者で、事業資金が必要 な方(積立金を担保とします。)	貯蓄積立額の3倍以内、 3倍以上4倍未満の方は 1,000万円以内	運転 設備	7年 10年(6ヶ月)	商工貯蓄共済 融資幹旋規程 による	0.35~1.80 (担保割引適用後)		○	

※Q1250保証・QW保証は、金融機関と提携した保証制度で、「算書」を取り交わした金融機関でお取扱いしています。
 ※セーフティネット1号~6号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.8%となる制度資金もあります。
 ※セーフティネット7号・8号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.75%となる制度資金もあります。